



令和6年11月22日

担当課	人事課
担当者	大谷・根来・田村
電話	(073) 435-1019
内線	2565・2564・2576

職員の処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

【事案1 交通事故（人身事故）事案】

- (1) 被処分者 危機管理局 危機管理部 事務副主任 32歳 男性
- (2) 処分内容 停職6か月
- (3) 事案の概要

当該職員は、令和6年3月21日（木）勤務後の午後7時頃、原動機付自転車を運転し、和歌山市湊の湊北交差点の南西にある店舗に立ち寄るため左折したところ、歩道を南向きに走行する当時中学3年生（15歳）運転の自転車と接触し転倒させ、加療約8日間を要する右肘挫傷等の傷害を負わせたが、相手方の救護及び警察への報告を行わなかった。

その後、救護措置義務違反等により、令和6年7月5日に行政処分として3年間の運転免許取消処分、令和6年9月13日に刑事処分として罰金50万円の略式命令を受けた。

- (4) 処分理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
（法令違反及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）
地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）違反

【事案2 交通事故（人身事故）事案】

- (1) 被処分者 健康局 保険医療部 企画員 43歳 男性
- (2) 処分内容 減給 1/10 1か月
- (3) 事案の概要

当該職員は、令和4年5月3日（火・祝）午後0時7分頃、普通乗用自動車を運転し、大阪府豊中市利倉1丁目の信号機のある交差点を東から北に向かい右折進行していたところ、対向から普通自動二輪車で直進していた男性が、衝突を回避しようとした際に、同乗の女性とともに路上に転倒した。そのことにより、男性に加療約3か月を要する急性硬膜下血腫等の傷害を、女性に加療約90日間を要する左大腿骨顆部骨折等の傷害をそれぞれ負わせた。

その後、令和4年9月29日に行政処分として、安全運転義務違反等により30日間の運転免許停止処分、令和5年2月20日に刑事処分として、過失運転致傷罪により罰金45万円の略式命令を受けた。

なお、男性との示談が令和6年2月27日、女性との示談が令和6年9月25日に成立した。

- (4) 処分理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
（法令違反及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）
地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）違反